

建設水道常任委員会会議録

平成15年12月11日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浅井 正八 ○三木 誓士 飯高 昭二
吉川 勝義 中川 靖広 森河議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	北村 光朗	建 設 課 長	堤 和雄
建設課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	川端 伸和
観光産業課長	田口 好夫	同 課 長 補 佐	辻本 邦好
同 課 長 補 佐	永井 克育	都市整備課長	藤本 宗司
同 課 長 補 佐	藤川 岳志	同 課 長 補 佐	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上水道課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下水道課長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 飯高委員、吉川委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、飯高委員、吉川委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに本会議からの付託議案についてであります、議案第52号、平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課長 （ 説 明 ） 議案第52号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。
まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入より説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で389万8千円の増額、次に、第5款 諸収入、第1項 雑入、

第1目 雑入でございますが、消費税の確定申告に伴います還付金の額の確定により、431万7千円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。5ページをお開きください。

まず、第1款 下水道費、第1項 下水道費、第1目 公共下水道事業費でございますが、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費でございますが、204万2千円を減額、続きまして、6ページ第2款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子でございますが、平成14年度繰越明許事業を執行することによりまして、借入れいたしました地方債の償還利子で、162万3千円を増額するものでございます。

それでは、1ページにお戻り下さい。

朗読をもって平成15年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）のご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

下水道課長 以上、簡単ではございますが、平成15年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。宜しくご審議賜わり、何卒原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については当委員会とし

で満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上水道課長 それでは平成15年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上水道課長 それでは3ページ目をお願いします。収益的支出の部で第1款水道事業費用、第1項営業費用、人事院勧告による給与条例改正及び人事異動に伴います人件費等で9,223千円の減額であります。内訳といたしまして第1目原水及び浄水費で7,876千円の減額、第2目配水及び給水費で645千円の減額、第4目総係費で702千円の減額でございます。次に資本的収入の部で第1款資本的収入、第1項補助金、第1目国庫補助金、第1節国庫補助金で水道管路近代化事業の補助金による石綿管更新事業3,119千円の増額であります。それでは1ページ目をお願いします。朗読をもってご説明とさせていただきます。

（ 朗読により説明 ）

上水道課長 以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 石綿管の関係なんですけれども、全町で石綿管を替えんなん場所と云うんですか、どのぐらいあるのか、把握しておられるのか、もし判

ってあったら。

上水道課長 今現在で、斑鳩町全体で36箇所ぐらいある中で、総延長で約12.6kmほどございます。

吉川委員 36箇所あって、12.6kmですか、延長あると。それを全部替えるなんのか、今のところその考え方あるのなら教えて下さい。

上下水道部長 順次全て替えていく予定で、現在進んでおります。ただ、それにつきましては、課長から申しあげましたように、相当のキロ数がございます。相当の経費もかかってまいりますので、少し時間をいただきたいとは考えておりますので、よろしく願いをいたします。

吉川委員 12.6kmと、概ね、部長も答弁、課長も答弁されたように、一度には難しいとは思いますが、出来るだけ早い機会に、やはり飲み水を通しますので、良く研究してもらって、出来るだけ早い機会に改善してもらえようをお願いしておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第54号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、認定第9号、町道認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 町道認定についてであります。まず初めに議案書の朗読を致します。

(議案書朗読)

建設課長 認定に付すべき路線、整理番号、路線名、起点終点ということで、ご報告それぞれさせていただきます。

初めに整理番号1番、路線名、町道387号線、起点、斑鳩町阿波2丁目10番8先から同所の10番6先であります。整理番号2番、路線名、町道388号線、起点、斑鳩町法隆寺南2丁目236番4、同所、242番2の間でございます。整理番号3番、路線名、町道4039号線、町道403号線交点から斑鳩町法隆寺南1丁目1369番1先であります。整理番号4番、路線名、町道4040号線、起点斑鳩町龍田南6丁目304番2から同所の746番1先であります。以上の認定に付すべき路線、4路線であります。次のページ以降につきましては参考資料として添付させていただいておりますので、ご覧いただきまして、ご審査の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 この間欠席させていただきまして、議事録をいただいたんですけども、13日の委員会では当初3件というやつを急遽2件の寄附の申し込みがあってということで、件数でいうと5件あるように計算していたんですが、これは4件でいいわけですか。

建設課長 前回と同様の関係で4件を提出いたしております。

吉川委員 前の議事録を読みますと、当初3件という事で予定をしておりましたが、急遽2件の寄附の申し出がありまして、急遽追加させていただきましたということで議事録に載っている訳なんです。足しますと、単純に5件になるんで、4件という事を出ているので、どう変わったの

か。

建設課長 前回提出させてもらったときには、一応3件ということであったんですけれども、委員会の時には4件提出させていただきました。1件寄附をいただいたのが、急遽一緒に認定させていただいたという形で、ご説明させていただいたものです。

都市建設部長 吉川議員おっしゃっている、急遽2件の寄附の申し込みとなっておりますが、議事録が誤りでございまして、急遽1件でございます。

吉川委員 特にこれはお願いなんですけれども、前々からこれも指摘し、お願いをしておる訳なんですけれども、昔でしたら、神南地区、特に笠町地区にあるわけなんですけれども、町道は認定してあるけれども、底地が整理されていないという所がございますので、最近は全部、私の記憶でいいますと、全部登記して、やっていただいておりますので、安心しておりますけれども。特に、今回も4件あります、位置指定道路とか、買収された所ですね。これについては完全に登記が終わっておるのか確認させてもらうのと、早急に登記を終えて完全に町有地にしてもらえるようにですね、境界もできましたら、明示といいますか、確定してですね、やってもらえるようにして欲しい訳です。よく、家の前の水路敷きというんですか、良くもめますんで、是非ともそれはやっていただきたいと思っております。そこらの点で、もし考えがあるんなら、お聞かせ願いたい。

建設課長 今、委員がご質問いただいております、位置指定等についての関係、また、登記の関係なんですけど、今、委員がご指摘いただいております、位置指定道路として寄附を受けました路線につきましては、整理番号1番、2番、3番ということで、3件につきましては位置指定道路ということで寄附をいただきました。これにつきましては寄附を受けて、それによって権利登記をしました。4番は町の道路改良によって町が

進めている事業でありますので、そういった関係で、全て権利登記終わっております。

委員長 他ございませんか。

議長 整理番号3番、2番、1番というのは、寄附採納受けていますわな。受けるのでも、便宜上受けているのか。今も言うように、昔に我々やったときには、町道は通り抜けなかったら、町道に出来ないというよな、そういうふうな方向付けを指導されておったわけやな。職員の皆さんから。ところが、寄附採納にはなっておるけども、どん詰まりが多いのと違うか。これでも今も言うように、寄附採納受ければ、宅地造成するのに便宜上で受けるのか、その点、どうですか。

建設課長 これは以前から、この当委員会、議員さんの方々から、いろいろご指摘もございました。そういった中で、この位置指定道路につきましては建築基準法で定められた道路と。開発道路につきましては都市計画法によって定められた道路という形のものにつきましては、町に寄附を受けて、町で管理しようという形のもので、ご審議、いろいろ、今日までありました。そういった関係で、町は開発、また、位置指定の協議が事前にあった場合に、寄附の申し出をしております、そういった中で、事業主から寄附を受けておるという形のものでございます。

議長 そこでですわ。これね、両サイドに寄附する方が、中、宅地にするということでやるんだから、転回場所そういうのみんな取ってますの。その点どうですか。

建設課長 議員ご指摘の、回転広場等につきましては先ほど言いましたように、位置指定であればそういった建築基準法に基づいての指導がございまして、そういったもので施工されているという形で確認も致しております。

して、そういう形でのものについて、基準通りされているというものについて受けているということでございます。

議長　　そうすると、今も言うように、町道認定されたと、寄附採納されたと、寄附採納して受けたけれども、私道で入って、進入するとき、よく、資料で言われているように、寄附採納されておるけど、うちの土地やねとか、我々の土地やねとか、いう周辺の方が、よく聞く傾向があるわけ。これはうちの土地やと。というような傾向があって、入り口に、町道認定してあるところでも、入り口に、よく進入禁止の看板が立っているわけやな。前々からよく言うように、通過道路でなければ町道がだめだと、指導されておったように思うし、入り口に私道につき進入禁止という看板が上がっている傾向がある。それを心配しての話をしていますので。ただ、寄附採納する、開発に対して、周辺のその他に対して、町がみな、工事費用を持つというようなことがメリットで、こういうされているような傾向があるので、その点をご心配で言っとる訳や。今後そういう指導というものは、していくのか、していかなのか、どうですか。

建設課長　　特に開発、位置指定については位置の確認、権利等も確認しながら受けているわけですけども、今ご指摘いただいている分については、町有の道路という形のものであろうと思います。そういった中につきましても、特に長年町道として利用もしていただいておりますけども、なかなか明示等がされていない部分があります。そういった分については、今後土地利用されるときとか、そういったときに境界の明示申請をされまして、明示確定を地権者、周辺の方、関係者の方の立会を得て、境界を確定していくという形でやっておるんですけども、なかなか古い認定、昔からされている道路につきましても、議員がご心配いただいている問題等につきましても、出てこようかというふうに思います。

委員長

今、議長言われたように、一部私有地につきということ、良く書いてますわな。これは今言われるように、寄附してもらわんと、自分は町へ貸しているだけで、底地の整理出来てないから、うちのものやということ、その人主張されていると思います。こういうところは斑鳩町、相当あるんですか。今、議長の質問聞いて、2箇所ほど覚えています。こんな私有地なのに、なんで奥、家建ったのかなと思うことあるんですわ。そのところの整理できないで、町が一個人のところを借りて、所有して、町道におろしたんか、ちょっとその辺、教えてもらえませんか。

建設課長

今、ご質問いただいている分につきましては、特に地域の方で、昔に拡幅されてきている道路の中に、町道が走っておるといったものがござります。ですからそういったものについては、我々として把握しがたい部分がありまして、特に数多くあるということなんですけども、本来底地の整理、我々も努力しておるんですけども、そういった底地の整理につきましては、まだまだ相当件数も残っております。

特に、里道、町道という形で昔から、町道認定させていただいております。そういった中でも、また地域の水利組合なり、農家組合なりによって、拡幅されている部分もありましょし、そういった形でいろいろんな、特に、旧の自治会というんですか、旧村の自治会の中には、そういった形のものが多という形の状況です。

委員長

出来るだけ早く底地を整理して、奥どないして入っていかんのか、一部私道につきと看板上がったたら、4 m切れて、3 m、今、3 mでも町道認定することありますので、とおるのかなと。それも、大体行き止まりの先ないところすわ。位置指定設けたら、問題ないというふうなもんですけど、奥へあんまり車止められた時に、これはうちの道路やと言われたときに、これ、どないなるのかということ思ったら、今議長言われるように、この整理、大分費用係るんですけども、出来るだけ早くしてもらいたいなと思います。

吉川委員　今の両議員の心配されることはよく分かるんですけども、ただ課長の説明にあったように、前にも委員会でいろいろ議論あったわけです。で、おふたりが心配されることが私もあるところで聞いて、水道管入れるのに、これはおれ所の土地なので入れられないと、揉めたことがあるんで、そうだから、今仮に位置指定された所でも町道認定できるところはしておいたら、そういう問題がなくなるから、それで私は必ず町道に、町有地にしておかないとそういう問題が起こる。ただ、私も申し上げたいのは、町道になって、町有地になってあっても、自治会の関係で通行止めにしてはる所あるわけだ。通行止めといたらあれですが、通ったらいかんような看板を、前にも駅前でも問題になった、斑鳩町と三郷町の境でも、もう今は取ってありませんけども。町道でありながら、なぜ通行止めにしはるのかなという疑問はあったわけですけども、そういうものを少しでもなくしていこうということで、委員会でいろいろ議論あったけども、最終的に認定していこうというのが、この趣旨なんです。これは委員会で認めているはずですよ。何年前に。そういうことですよ。それを説明してですよ。いろいろ議論あったわけですよ。町も完全に町道になったところから、町道にしていったらいいんですけども、奥地であるけども、そういうトラブルの発生することがあるんで、やはり位置指定された土地については道路であるから、確認申請も下りているはずだから。それは、町で町有地にするのか、今は町道に認定していくようにということで、意見がたくさん出て、今のような状態になった。こういうことですので、そこらをお互いに理解していかなと。

議　長　　1から2，3とね、これ今もいいますように、吉川委員のおっしゃるのもよく分かるんですけども、1入って、2筆ある中の、これ2筆ありますわね。これ、今も言うように、宅地造成するのに、服部の農住組合が6 m取ってね、こんなとこ4 mなんぼでいけるんかな。一貫性というの行政の方では無いんかな。

助 役

町が町道の認定基準的なものを決めて、そして町道に認定するというようなことを、委員会も含めましてさせていただいており、先ほど吉川委員がおっしゃったような形で進んでいるわけです。ただ、市町村道の認定基準といいますのは、法定化はされていないわけです。何メートルだから認定しなければいけない、そういう法定化はされていない。一般的には、住民の生活道路に直結して、その地域の実情に合致した道路。これは町道にすることが望ましいということは言われているわけです。本町としては、今吉川議員が言われたように、委員会といろいろ議論するまでは、位置指定道路、都市計画法に伴う開発道路、これについても町道に認定せず、町有地に寄附採納を受けもしていなかった。こうした中で道路使用について、トラブルが発生して、問題が生じてきた。こうしたことから、町としては先ほど委員が言われた様に、まず1点目は公道から公道、いわゆる町道から町道に接続する道路で4 m以上の道路。都市計画法に伴う開発行為された道路。建築基準法に伴う道路。これらについては町道に認定していこうということに、一応基準を決めております。ただ、4 mなければ、どうかということも質問ございましたし、4 mない道路であっても、地域の実情を十分考えて、当然住民の生活道路として必要な道路については地権者の合意を得ながら、寄附採納していただいて、そして町道に認定していくことがある。ただし、この場合については委員会の了承を得るということになってきている訳です。そういう流れで今日まで来たわけであって、今森河議長が言われるような、行き止まり道路であっても、町の認定基準に合えば、道路認定していかなければならない事になっています。今後においてもこれまでと同様な考え方で進めて参りたいと考えているところでございます。

議 長

助役さんのおっしゃるのよう分かるけどね、土地これ、金か鉛やね。例えば、整理番号3。ここに2筆あるわな。2筆ある中で、寄附採納の4 mなんぼの道路なかったら、この真ん中の土地、鉛と一緒にすわ。

道路寄附されるよって、受けましたということで、付けると、金になりますわな。こういう点が斑鳩で今までから非常に多いように思う。大概走ってもらったらね、行き詰まりで出るところないのに。なぜこういうこというかという、今まであるところで、町道の話をしたときに、通過できなかつたら、行き止まりは出来ないというようなことは聞いたことあるわけ。今の状況でこういうことになっておるから、私いっとるわけであってね、ナンバー3の真ん中のど真ん中、道路なかつたら鉛ですわ。1番もそのとおりですわ。寄附受けたからどうのこうのというようなこと。

委員長 休憩します。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長 議長のいわれたこと、吉川議員も、中川議員も11年にこういう話が出来たということで了解してもらいたいと思います。

他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第9号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

下水道課
長

継続審査であります公共下水道に関することについて報告いたします。

まず、県が施工いたしております流域下水道事業の11月末時点におけます、進捗状況でございますが、事前委員会でもご報告させていただきましたが、安堵町におけます中継ポンプ場築造工事につきましては10月末で完了いたしております。また、このポンプ場に設置されます機械設備につきましては機器の製作が完了し据付工事の準備中であり、電機設備につきましても機器の製作中で、平成17年3月の完成を目指し順調に工事が進められております。

次に、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましては、シールド掘進作業が順調に進められており、現在約40%の進捗率であります。

次に、町公共下水道工事の進捗状況についてであります。龍田汚水幹線管渠工事2件であります。現在、推進工事が順調に進められております。

次に、6月に発注いたしました服部1丁目地内におけます面整備1件管渠埋設工事ではありますが、10月17日に完了し竣工検査も終わっております。また、9月に発注いたしました法隆寺西1丁目地内におけます面整備であります管渠埋設工事2つの工区につきまして、下水道本体工事に着手しております。

次に、10月に測量設計業務委託8件を発注いたしておりますが、現在、資料収集等準備作業も終わり現地測量作業に着手しており、平成16年3月25日までの業務期間で作業を進める予定であります。

以上、工事及び測量設計業務委託につきまして、すべて、順調に作業が進められている状況でございます。また、供用開始に向けての準備作業といたしまして、公共下水道の整備が完了いたしております区域の自治会を対象に、公共下水道への接続についての説明会をすすめ

ておりますが、お手元に配布いたしております資料の2に該当自治会及び日程調整が終わっている自治会の一覧を添付させていただいております。自治会数につきましては、細分化された区域があり、現在28自治会を対象に日程調整をし、説明会は本年、11月11日より順次すすめております。また、現在10の自治会の説明会を済ませており、公共下水道の供用開始に向けて一定のご理解を得られている状況でございます。今後日程の調整がとれている自治会、調整中の自治会も含め順次、説明にお伺いし、今年度中に全ての自治会の説明会を終える予定で進めております。

以上簡単ではございますが継続審査であります公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

吉川委員 安堵のポンプ場、10月末で完成したということですが、機械設備等については17年3月ということで、工事を進めていただいておりますが、順調に進んでいるということですね。町は予定しているのには、間に合わせてもらえると。

下水道課長 今委員のおっしゃっているとおりでございます、工期どおり順調に進められておる状況でございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

公共下水道事業に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことと致します。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

委員長 次に、各課報告事項について、（１）議案第５０号についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の報告を求めます。

下水道課 長 それでは平成１５年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）について、ご説明させていただきます。

議案第５０号、平成１５年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）の公共下水道事業に関することについてご説明いたします。補正予算書の事項別明細書の歳出の３０ページ、第７款土木費、第４項都市計画費、第２目公共下水道費でございますが、公共下水道事業特別会計への繰出金といたしまして、３８９万８千円を増額し、補正後の額を３億３，５５３万９千円とするものでございます。その内容でございますが、先ほどご説明いたしました議案第５２号、平成１５年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）に関連するものでございまして、内訳につきましては人件費繰出金で２０４万２千円の減額、公共下水道事業費繰出金で４３１万７千円の増額、公債費繰出金で１６２万３千円の増額をお願いするものでございます。

なお、給与条例改正及び人事異動等によります人件費に係る補正を第５款農林水産業費、第６款商工費、第７款土木費で行っているところを併せて報告させていただきます。よろしくご審議お願いします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

議案第50号についてのうち、当委員会所管に関するものについて了承することと致します。

次に、(2)新道路整備5ヶ年計画(案)について報告を求めます。

建設課参
事

新規、道路整備5ヶ年計画路線(案)につきまして説明させていただきます。お手元に配布させて頂いております資料1のA4版の一覧表と管内図に各路線の起終点を色分けしており、右下に凡例を添付させて頂いております。現在までの整備済み区間及び今年度の実施見込み区間を含めて黒色で示しております。次の赤色でございますが、新規及び継続路線といたしまして、平成16年度以降においての計画で11路線を上げております。それぞれ番号をふっておりますが、丸で囲んでいる番号が9路線ございまして、継続で取り組んで参りたいと思っております。

また、四角の番号で3番、7番は新規路線として取り上げております。3番の法隆寺北1丁目地内道路では、ふれあい交流センターへのアクセス道路といたしまして要望のあった路線であります。

7番の町道108号線の龍田北地内ではありますが、地元自治会から要望があったもので、地域周辺におきまして、近年通過車輛の増加により対向ができず、トラブルの原因ともなっている状況であるとの事で、周辺の交通緩和を図るものとしております。

次に黄色で表示しているところにつきましては、拡幅整備について地権者の理解等が得られず道路用地の確保ができないため、今回やむなく休止として考えているものであります。

一つは法隆寺北2丁目地内の町道265号線ではありますが、前回当委員会におきまして進捗状況の報告をさせて頂きました中で、この路線については、今年度で完了見込であると報告をさせて頂きましたが、この区間北側の家屋に影響が及ぶ事により、当初計画から水路の暗渠化により整備を行うものとしており、法隆寺東部土地改良区とも協議

を行い、了解を頂いて進めておりましたが、先般当改良区から暗渠化については、地元水利関係者並びに自治会から反対の意見もあるとの事で再度相談をさせて頂きましたが、西側約25m程度については、暗渠化以外に方法がなく、中断を余儀なくされたところであります。全体整備率といたしましては90%となっております。

次に東小学校北線であります。南北及び路線の中間部の宅地において、用地協力が得られない事によるものであります。

次に町道417号線の五百井地内ではありますが、全体といたしましては70%程度の整備済みではありますが、約20m区間については、土塀等の工作物に影響が及ぶ事から進展していない状況であり、今後におきましても見通しがつかない事から、将来、建替等の計画をされる時に協力依頼をお願いして参りたいと思っております。

次に北庄線ではありますが、沿道地権者の中でご理解・協力が得られない方もおられ、事業化に向けて進めるのは非常に困難な状況であります。

次に龍田南線ではありますが、現在執行率は65%となっておりますが、この先線については拡幅整備の反対者もおられる事から継続は難しい状況であります。

これら5路線につきまして、用地交渉の段階において、暗礁に乗り上げている状況であり、今回やむなく休止扱いとさせて頂いたものでございます。ご理解の程よろしく願いいたします。

以上説明させていただいた通り、継続として9路線、新規として2路線の11路線について、平成16年度～20年度の道路整備5ヶ年計画路線と定めて事業推進を図って参りたいと考えておりますが、その他地元要望もあると予想もされる事から、前回同様、中間見直しを含めて計画して参りたいと考えております。道路整備に係る用地取得に対しまして、我々も日頃から交渉を繰り返して行っておりますが、地権者の方々にはなかなかご理解・協力が得られず難航している路線もございまして、各計画路線に対し事業化に向けて鋭意努力をして参りたいと思っておりますので、ご理解・ご支援を賜りますようよろしく

お願いいたします。

なお、前回11月13日の当委員会におきまして、計画路線毎に進捗状況の報告をさせていただきました。その中で現在まで進展しておられない旧路線番号、4番の岡本循環道路と11番の北庄線について、今後の進捗内容について報告との事でありましたので、その後の状況について報告させていただきます。今回、新規5ヶ年計画を策定するにあたり、今後の方向性も併せて、地元代表者とも協議を行いました結果、4番の岡本循環道路整備については、地元内での感情のもつれから協力に対し難色を示されていたが、最近前向きに考えているとお聞きいたしました。当該地域内道路は本当に狭く緊急車輛の通行が出来ない状況であり、また奥地の方々の日常生活においても非常に不便な状況におられ、拡幅整備に対しまして、強く要望を受けたところであります。町といたしましても実情を踏まえる中、継続として取り組んで参りたいと思っております。

11番の北庄線につきましては、永年に渡り計画路線として位置づけを行っているものの、成果が上がっておられない状況であります。先般自治会長始め、関係団体の方々とも今後の方向性につきまして、相談をさせていただきましたところ、事業化に向けて見通しがつかない状況である事から、一時休止扱いとする事で確認をいたしましたところであります。以上でございます。

それと、先般一般質問を受けております住民周知の方法といたしまして、内部検討も行いましたが、まず地元関係者及び地権者と協議する事が前提であると思うところであります。それら進捗を見ながら一般周知方法につきまして、慎重に検討を行い対応を図りたいと思っております。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

吉川委員 16年度から20年度あわせて計画案を示された訳なんですけれども、パークウェイの関係で稲葉へ話をしに行っていました。

特に、岩瀬橋から、仮に岩瀬橋まで完成した場合に、岩瀬橋から国道25号線の間、狭隘の所は町のほうで鋭意努力してもらって交渉に行っていたいておる訳なんですけれども、私は竜田川沿い、今改良していただいております昭和町、神南も含めてですけれども、を迂回される車が多くなると思うんです。その辺どう考えておられるのか。やはり、将来を見越した計画を立ててもらいたいと思うんです。確かに地元からの要望、それも大事です。しかし、町として今現在行っておりますパークウェイ等に関連しても、これは説明会に行ったら絶対に出てくると思いますよ。ここで、どん詰まりというのか、工事が終わった場合にどうなるのか。続けて、1年以内、2年以内に国道25号線までやれるねんという確認が取れば別ですよ。岩瀬橋の、その時点で西側まで、岩瀬橋も含めて架け替えをされるのか、もし仮にその手前で終わった場合には、やはり東側の方の道路、稲葉と神南井堰が竜田川の改修によって三室井堰というひとつの井堰になったわけなんですけれども、その時県へお願いして、4mの道路を県でお願いしたわけなんです。要望して。しかし今になって6mにしておけば良かったなという考え方あるわけなんですけれども、特に桜の木が美しいし、有り難いんですけど、交通の面から言うとやはり危険、何もかもいいというのは難しい話です。桜は欲しいし、道は拓げて欲しいというのはありますんで、特に三室山は桜ということですので、この周囲も桜を植えてもらってですね、有り難いなと思っているんですけど、その桜が弊害になって、実際に4m、カーブもありますんで、4mの機能は果たしてない訳なんです。これもはっきり申し上げて、町が計画し、やった道と違うわけなんです。これは竜田川の改修によって拓げた道なんです。塩田橋から下の6mの道もそうなんです。神南のほうから6mにしてくれないと、うちは了解できないということで、県の方へ申し上げて、改良をしていただいた経緯もございます。私はこの路線を出来るだけ早くやっておくことによって、今小吉田の協力によりまして、モデル区間はもう完成になります。続けて、課の方で稲葉地区にお願いに上がっていただいております。協力的というんですか、有

り難しい話を聞いておる訳なんですけど、やはり完成になりますと岩瀬橋東側の交差点が一番危険になってくるんじゃないかと思えますんで、ここらはなぜ入れてもらえないのか、考え方があったら聞かせて下さい。

都市整備課長 1点目の岩瀬橋の架け替えの関係のご質問いただいておりますんですけども、パークウェイを進めていくに当たって、国の方では岩瀬橋をまず架け替えて、右岸側へ渡る方向性で進めていきたいと、こういう話は聞いておりました、先般も右岸側の地権者のかた、2名ほどおられるんですけど、その方の立会もお願いいたしまして、現在進めさせていただいている状況です。

建設課長 ご指摘の町道459号線なんですけども、議員のおっしゃる内容については以前からお聞きもしておるんですけども、ひとつは橋の架け替え計画、国が行っていただくパークウェイの関係で架け替え計画がございます。そういった中でひとつはその取り合いの関係、道路をどういった関係で取り合いしていくのか、という関係もございますし、そういった法線等、高さの関係も併せてですけれども、計画が纏まってきたら、町としてもその取り合いの計画として入れて行かなければならんということもあります。そういった関係で、先ほど参事のほうからも5ヶ年で説明しましたように、中間年で見直そうということもありますし、我々もそういったこと、議員が申されている内容も十分把握しながら、計画を進めていきたいと考えております。

吉川委員 答弁聞いて分からないではないんですけど、今藤本課長おっしゃった件についても、この角、名前挙げてあれですけど、キタさんのほうはパークウェイの関係もあって、協力してもらって6mになっている訳なんです。それから先にも同じキタさん、Aという方も持っておられるわけです。そこも広げてくれとせんど言うてても、その先は広げられへん。ここ6m計画道路ですよ。上のほうもそうですが。その事

私委員会で何回も言うてます。ある法事でみんなの前でえらい言われて、私は協力しようと思って、ちゃんとセットバックしてやったと。税金は道路になるんで、もう引いたろうということで、引いてもうたけども、自分であんまりあれやので、舗装したら通られて、セメントぐちゃぐちゃになってしまう。それ改良してくれいうのも町は何にもしてくれない。そんな状態で協力できないということで、その方はまた元へ、税金も払うということで、戻されたわけ。6 mの町が考えて指定した、6 m計画道路です。町が計画して、協力してあげようと言うてくれはるところは、その区間だけでもやって行くべきだと思う。この議論した時には、吉川さん何mの区間は一緒にやらんとでんな、という答弁だったんです。土地所有者、一人ひとりがみんな条件一緒だったらいいけども、そうじゃない訳なんです。協力してあげようという時に買収し、確かにお金も係ります、仮に予算組んでなくて、今の年度内にやれない場合もあります。補正組んでも、協力したろうと言うてくれはるところは、町が特に計画しているんやから、やって行くべきだと思うんです。皆さんの記憶にあるとおり、龍田の観光会館でも、私は反対してました。改修について。6 m計画道路です。竜田川へは絶対にバックしてもらわへん。町の建物協力しておかないと隣へ頼みに行けますか。行く人かわいそうや。町が率先してやっておいて、ちょっと金かかってもやっておいて、こういうことやっていきますねんと、説得力あるけれど町はそのままにして建物は改修してそのままにおいておく。私仮に隣にいたら、吉川さん、ここ6 m計画道路やから引いてください。こんなん通りますか。説得力あらしません。そういうこともせんど言いました。建物で確かに余計にいるかもしれない。今は岩瀬橋の所へ、皆さんの努力で土地も買うてもらい、駐車場も出来たし、事務所も向こうへ移ってもらいましたけどね。先を見込んだ計画をしていかないといけないと思う。私は斑鳩町、どうもそれがないように思う。何のために6 m計画道路しているのか分からない。神南のあそこも6 m計画道路です。私は何かやられるなと思うと必ず頼みにいきます。やっぱり誠意を持ってしていったらもっと

進むと思う。斑鳩町全体考えて、本当に進んでいない。何かあるときにやらないと出来ないと思う。今の左岸側で岩瀬橋さきに架け替えしはるという話を聞きました。私が先に主張した、向こう側の道は、要らなくなるというのはいずれですが、6 mまで要らないと。やっぱり左岸側で、特にそこは町の計画した6 m計画道路だから、やるべきだと思う。今、もの建ってない。あれだけ言うてなにしても、私は確認はしてないけども、交渉に行かれたことありますか。行っておられません。頼みに行ったら続けていかないと、あっちのこっちもせんないかんということで分からないでもなんですけど、ひとつの事業をやり遂げようと思ったら、続けて専従でも作ってやるぐらいの気力を持ってやってもらいたいと思うんです。今、藤本課長のほうから岩瀬橋が先だという答弁をいただきましたので、これ以上申し上げませんが、岩瀬橋が先なら、私はあこから6 m計画道路です。三室山の下から堤防よりは6 m計画道路ではないけれど、改修の関係で神南地区から6 mにしてくれということで、郡山土木にお願いして、町の努力もあります、幾ら地元いってあきません。やはり町の努力もあったからできました。それは感謝しています。共栄の前でも計りに行ったら、6 mあらへん。神南へは6 mにしますと約束事出来ている。それでもまた町へ迷惑も掛けました。なぜ擁壁するのに、6 mと約束しながら6 mにしない。何回も言いました。出来るだけ早く、橋を架けられるんなら、架けられるように事前に話をしてもらって、それにあった道路を考えてもらうようお願いだけしておきます。

委員長

今吉川議員からご意見ありましたように、計画道路はやはり計画しておるから、何かの時には計画通り沿って、住民の皆さんに協力願うということをお願いする、しんどい交渉ですがやってもらいたいと。岩瀬橋の件出ましたけども、橋の架ける形によって、取り合いの道路考えるような感じ私も今ちょっと聞いたんですけど、国から決まってきたらこの委員会でも、全体の流れこうなりますと早く知らせて欲しいと思います。

議 長 ちよっとお尋ねだけしておきたいんですが、今までの未執行の分はそのまま継続にしていくということ、今西参事のほうから聞いたと思うが、そのまま未執行の分を計画路線に入れている訳ですね。それが1点と、この都市計画道路の決定機関ですね、決定機関を、今も申し上げますように、都市整備課でやっているわけ。

都市整備課長 先ほどパークウェイの岩瀬橋の関係の説明をさせていただいた訳ですけども、その分については都市整備課で担当させてもらっております、6m計画道路については建設課のほうで対応させてもらっているということですので、ご理解いただきたいと思います。

建設課参事 現在までの未執行路線についてであります、今回9路線を継続として取り上げさせていただいております。

議 長 そこでですが、決定をされて、計画を立てているところが都市整備課でされているわけ。決めるのはどこが決めるの。

建設課長 今の質問の中ですが、先程からいろいろ質問出ていますが、道路整備5ヶ年計画、これについては建設課で行っています。また、6m計画路線、町内で12路線ありますが、その路線についても建設課で行っています。先程から、都市整備課長のほうから言われていますように、都市計画道路の関係、特に今パークウェイの関係が出ておりますけども、これについては計画は国の方でされておりますけども、その協議については主管課、都市整備課の方でされているという状況です。

議 長 そこでです。9番、今度5ヶ年計画に入っていますね。三代川の赤で塗りつぶしているのが、9番入っているけども、他、法隆寺線、法隆寺から下ってきて、パークウェイにジョイントしていますが、この混み方なんですね。赤、いろいろ塗っておるけども、先ほどの町道認

定したような、大きなプロジェクト組んでもらってやっているかというたら、そうでもないわけよ。ちょちょいいらっている訳だ。私の案、こんなん理事者やってもらっているんだけど、公民館から法隆寺線を下りてきて、パークウェイに来て、パークウェイから小吉田のあこで、どん詰まりになってますね。それからまだ三代川に抜く道路、これ、現時点では計画に入っていないですね。まして一番混むところなんですよ。現状でも混んでおるんだから、こういうのは先ほど吉川議員もおっしゃったように、入れられないですかということ。三代川のこれは今の言うように、入れんでも現時点で幅員さえ大きくすれば、十分通って行けるところなのに、ないところを付けていくのが計画だと思うけども、その点どうですか。

都市整備
課長

今、議長ご指摘をいただいているのは、法隆寺線、今、服部の農住組合がやっている法隆寺線のところで止まりますので、その先、延長というご意見いただいておりますが、南側にある都市計画道路、安堵王寺線の関係、そして、今現在進めております区間の法隆寺線の進捗、その辺の状況を見ながら延伸の計画を立てていく必要があるのかなと。もう既に法隆寺線については計画決定されておりますので、今現在進めている部分の進捗、そして安堵王寺線の状況、その辺を見ながら、延伸の判断はしていく必要があるのかなと考えておりますので、今ここで延伸をさせていただくということは、少し話をさせていただけないという部分あるわけですけども、当然、現在の進捗をみて国との調整、その辺も、補助とかの関係も出てきますので、その辺の調整が必要になりますので、ご了解願いたいと思います。

議 長

課長、状況を見ながらというのは、それだったらこれまでいうように、5ヶ年計画と、計画を立てんことにはみなろうていけへんのと違うか。何でも先を見ながら、見ながらという。例えば上から抜くところとか、そんなんは計画に入れて取り組むことしか出来ないのと違う。そうせんことには、先を見ながらというたら、これいつになるのよ。

5年先があって、またそれを見ながらやるの。そういうことになってくるので、私は、理事者側がよく言うように、見ながらやなくて、計画をきっちり入れておいての取り組みをしていくということがいいんじゃないかなと思うが。見ながらとって何を見ながらやっていくのよ。やはり計画ということ入れてくれて、必ずこの中の、この期間中に計画をやるんだという取り組みの意気込み必要と違う。そういうこと、どないやの。

都市整備
課長

ご指摘の部分、十分わかるわけですが、今現在進めています法隆寺線、550mと服部区画内の道路、総延長で680mあるわけですが、その分について、まだ竣工をさせていただくのが、先ということになりますので、この区間についてまず竣工させたいというのが、担当としての気持ちを持っております。そうした中で、今、見ながらと言わせていただいているのは、今現在進めている進捗状況、というのも当然加味していかないと、延伸については、整備しても効果が発揮しない、所々の整備となってしまいますので、そのへんで今現在進めているところを、きちっと状況を判断をした中で、延伸について判断をしていきたい、ということでお答えさせていただいたことですので、ご理解を願いたいと思います。

議 長

くどいように言うけど、法隆寺から三室まで下りている路線あるわな。パークウェイを通り越して、小吉田住宅の所で突き当たってますわな。この前は信号にしていた訳よ。なぜこういうことかというと、そのまま道路通過さすことには絶対反対するぞということ、はっきりあこ言っているわけやね。あるとこ、言っているわけよ。通してもらったら困ると。現在は通じてないからバリケード張ってるけども、この前の説明聞いたところによると、回って巡回して、パークウェイ通って、それ行くということの説明はわしもうてるけども、何かせんことには、絶対通過、或いはそこで満員になるのでだめだということ聞いているけども、その点、そういう計画というか、服部の農住組合や

って、続けて三代川の安堵王寺線のとこに持っていく計画というのは立てておかないといけないのと違うかな。そうしたら、大きく開けてくると違うかなと思うけど、その点どないやの。そうせんことには、そういう話を聞いて故に、敢えて先のもって申し上げている訳で。そんなん計画に入らないの。何ヶ年計画してますねんと、未執行で遅れてきたら、こうこうでということも、良く言うのも一緒やと思うよ。計画路線に入れるということ、その点どないやの。入れられないの。5ヶ年計画で未執行でまた伸びますねんという方向でとれるんか、それともこのまま入れられないというのか、その点どうですか。

都市整備課長 先ほど説明させていただきましたように、この道路は都市計画道路という位置付けがなされておる道路でございますので、道路整備の5ヶ年計画の中に入れて整備していく路線ということではございませんので、あくまでも都市整備課サイドの都市計画道路としてどう整備していくかということになっていきますので、今説明させていただきましたように、今やっている進捗がどういう状況になっていくかと。この事業をやっているその先でまた、事業化しますということでは、整備効果の問題も当然出てきますから、国の補助金等の調整も図って行かないといけないということでございますので、今現在のやっている部分についての状況を見て判断をしていきたいなど、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 午前10時45分まで休憩いたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 再開いたします。

建設課参 先ほど資料1で配布させていただいております一覧表に一部誤りが

事 ありましたので、差し替えの方お願いいたしたいと思います。10番の町道名、503号線が大和川堤防線、その辺の記載が誤りありましたので差し替えの方よろしくお願いしたいと思います。

委員長 他に質疑ございますか。
これをもって質疑を終結いたします。
次に、(3)町営住宅について報告を求めます。

建設課長 町営住宅についてであります。先の7月に募集を行った長田団地A棟及び目安北団地につきまして、それぞれ1件の退去がありました。目安北団地の退去の際につきましては、五百井団地の入居者で一人暮らしのかたでありまして、8月に入居されましたが、その後10月31日に施設入所という形で住宅返還届けを出されました。このことから、今回募集を行うことから1月掲載によりまして住民周知を計りまして、入居者申し込みの用紙の配布及び入居者申し込みの受付を行いまして、その後実態調査を行い、調査完了後2月頃の予定で、選考委員会を開催していただきまして、資格審査をお願いいたし、入居者決定をしてまいりたいと考えておりますので、町営住宅の募集についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

議長 空き屋出来て、前々から私よく言っているように、空き屋出来て、即直ぐに出来ないの。ましてこれからの厳しい大自然の中で、2月までということだが、空き屋でると直ぐ、そういうふうにして来月から入居させるという方法付けでは出来ないの。そういう点どうですか。案外その点理事者のほう、のんびりしているように思うけれども。

都市建設部長 議長、ご指摘いただいているとおりで、今回10月末の退去ということですから、即座に11月に募集をかけるべきでしたが、今回につ

きましては我々の手続きにも落ち度がございましたので、今後そういうことのないように、円滑に空き屋の募集については作業を進めたいと思いますので、今回についてはご理解いただきたいと思います。

議長 以後こういうことはないということやな。そういうことで理解しておいたらいい訳やな。

委員長 町営住宅条例かなんか、あるんですか。それに基づいてされてたら、時間係るように思いますけど。部長のご意見では直ぐにでも出来るのかという問題で。

都市建設部長 空いて直ぐ次の入居というのは、今委員長申されましたように、入居者の募集の手続き、その後選考の手続きがございますので、即入居とはいかないですが、少なくとも空いた時点で早急に募集をかけると。そういう手続きに入りたいというふうに考えております。

委員長 それで募集かける場合は町の広報紙でもらって、それを見てもらってということだったら、時間係りますね。新年号に載ったやつで、2月ぐらいになるわけですな。

町長 目安北団地等の関係については五百井のかたがここへ入っておられる。代替で。五百井のかたが10月31日に退去されたということで、本来でしたら補欠のかたが上がってくるわけです。そういう手続きですから。町の条例で。今の場合は変則的に五百井のかたが、そこへ住んでいただいて、そして施設入所と入院されましたから、あれがないもんですから、2ヶ月議長おっしゃるように、こういうことについて、今後どうするかというと、恐らくこういう形はないと思うんですけれども、今、移転の関係があったものですから、追手で結局、元来から住んでいる人が、そこへ住んでいただくということでございますけれども、残った分については一般で公募するというので、公

募した分については仮にそのかたが出られた場合は、補欠1, 2, 3ということになっておりますから、本来はそういうことになるんですけども、変則的な形になってましたので、都市建設部長が言うように速やかにしていきたい。町条例に合わせてですね。町条例がそれに合致しなかったら、また改定でもせないけませんけど。こういうことです。

中川委員 長田も同じように、抽選で当たったかたやなしに、従来から入っておられたかたが退去されるということでよろしいですね。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
他に理事者の方から報告はございませんか。

(報告なし)

委員長 以上、これら各課所管に関する件については、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

飯高委員 河藪橋交差点の交通安全対策に係る条件整備ということで、10月28日に郡山土木、西和警察、地元の子ども会をはじめ、自治会長、また地産マンション理事ということで観光会館へ集まっていたんですけども、いろいろと打ち合わせの中で現地を見に行き、現地の再確認ということで、何点か項目出た訳ですけども、まず、郡山土木事務所からの検討項目ということで3点あるわけですけども、1点目は河藪橋交差点の西詰めの角地の所有を特定すると。河川であった場合はその整備を検討するというものでありました。2点目は交差点の東詰のたまりのスペース。その確保について、確保での図面作成をします。また、地元にも提示するというものでありました。3点目

は168の法定外路面の表示について検討すると。3点についてあったわけですが、町としてはその後どういう進捗であるか、どうかということをお聞きしたいのですが。

建設課長 今議員が申されたように、10月28日にそれぞれ地元の地域のかた、関係機関、警察、郡山土木事務所、また町が赴きまして、地域住民のかたと現場の確認といろいろな検討項目についての協議もしました。その中で一定の文書につきまして、環境対策課のほうからそれぞれの団体のほうに文書配布させてもらった内容が、今委員が申された内容でございます。その中で、国道168号線ということがございますので、その中で県が対応できるものということで、今おっしゃられた3点の内容がございます。この関係についてですが、今の進捗状況ということなんですけども、まず1点目の河藪橋交差点、西詰めの角地について、所有者を特定すると共に、河川敷であった場合その整備を検討するということなんですけども、これについては西詰めの角地の整備につきましても、東側のたまり場の関係につきまして、今現在県として実施設計を括る前の調査を今現在されていると。これにつきましては調査の現況測量、そういった形を12月に発注予定ということで聞かされております。

次に河藪橋交差点、東詰のスペースの確保、図面を作成するということですが、それも今現在、併せて先ほど言いましたように、ひとつの西側、東側という形ですので、測量設計を発注されるということをお聞かせしております。

3点目の国道168号線の法定外路面表示について検討ということなんですけども、これは法定外路面というより道路規制の関係のものかなと思うんですけども、それと併せて道路管理者が行う表示と、両方あるんですけども、規制標識についてはなかなか警察の方では、公安委員会も設置するについては通常、横断歩道の場合は白線と併せて、手前にダイヤモンドマーク。これは通常の一般的道路の交通規制標識というようになりますけども、そういった中でいろんなものが、道路管理者

として出来ないということですが、これについても県の方で、今現在、路面に表示する方法についてどのような形がいいのか、ということを検討されておりました、聞くところによりますと、今年度内にはなんとか、表示するように実施したいということをおっしゃっております。

町の関係になるんですけども、ひとつは丁度西側の角地の関係なんです、そこにはブロック塀が道路沿いに西方面に行く所に、ブロック塀がありまして、その所有者のかたに取り除けないかを確認するということでもあります。この件につきましては所有者であるかたに町から赴きまして、何とか協力をお願いしたいということで申し上げております。また、そういった中で今現在その敷地内で、住宅を建築されておりました、ブロックの上部を撤去して、フェンスに替えて行くようにしますと、検討しますということをお聞きしています。今後更に状況を見ながら、再度また町のほうからも状況等について確認もしていきたいというふうに考えております。

もう1点町のほうで、河藪橋交差点の交通安全施設としてですね、交差点人形を設置を検討するということになっておるんですけども、これについても県の方と、この交差点の改良というんですか、敷地の確保なり、今現在図面を書きいただいております。そういった中で設置をできる場所、あるのか、ないのかということもございまして、そういった中で設置できるスペースがあれば行っていきたいということをお考えしています。ただ、それについても県と協議する中で、もしそういうスペースが取れたら、県の方で設置するというのも聞かされておりますので、県とも十分今後協議しながら、計画に向けて進んでいきたいと思っております。

飯高委員 ありがとうございます。今後進捗の状況を地元のかたに報告していただければ結構だと思います。ありがとうございます。

三木委員 三室交差点から信貴山線で新楓町の自治会長からの依頼を行って

ると思いますが、マエダクリニックからの壁面の雑草ですね。既に郡山土木のほうには依頼が行っているということですが、この点の返事はいつ頃いただけるのですか。

建設課長　ひとつは要望書という形で地域からいただいております、今委員がご指摘の所なんですけども、信貴山線上がって行きますと、北側の丁度、道路が三郷側から入るところの手前の所の法面だと思っんですけども、その手前に法面をコンクリートで保護、保護というより以前草が生えておって、しょっちゅう草が茂って苦情もあって、以前に法面の成形という形でコンクリートで流していただきました。これは県の敷地ということで県でやっていただいたんですけども、私もその時に同じ場所も確認していたと思っんですけども、再度県にもそういった写真を付けて、要望書の文書と併せて、県にお願いしておりますけども、敷地内については県の敷地なのか、個人地なのかということもまだ確認できていないように思いますので、その辺を県に確認していただいて、県の敷地内であれば雑草の除去なり、早急をお願いするということでは言ってますけども、県としても敷地の確認をまずしたいということですので、その結果につきましては県の方から地元へ報告していただくというふうになっております。

三木委員　聞くとところによると、土があって、コンクリートで固めてくれて、その後間から雑草が出てきているという状況で、その雑草がだいぶ大きくなって落ちてきて、人に当たると、それでは危険なんですよということで相談に来られたので、そういうこともありますので、早急な処置を取っていただくようお願いいたします。

吉川委員　公共下水道の関係なんですけれども、資料2をいただきまして、自治会名27と聞いているが、28になって、同じ所あるのか、確認できないんですけども、それまず1点ですね。それから説明会に行っていたのに、10月9日、10日にかけて建水のほうも高松市へ視

察に行ってみりました。特に私、前から提起してますように、不要浄化槽の撤去に伴って、それを雨水に利用したらどうかということで、その関係での視察が多かった訳ですけど、町としてその後どう考えておられるのか、また、平成17年の供用開始に向かって説明会を開かれておられる中で、要らなくなる浄化槽に対しての説明と意見というんですか、説明される中で意見がないのか、この浄化槽に対しての後どうするという説明はしておられるのか、しておられないのか、分かりませんが、これも含めて、やっぱり話をすべきと思うんですけども、その点どうなっておられるのか、町としての考え方、纏まってあるのならお聞かせ願いたいと思います。

下水道課
長

まず第1点、自治会の27, 28の関係でございますが、当初興留東1丁目北部分で、興留東北垣内、これも含めてカウントしておりました。実際、興留東北垣内は分かれていますので、この資料に基づきまして分けさせて明記させていただいて、調整を取らせていただいた状況です。

第2点目でございますが、浄化槽の再利用の云々の話でございます。これにつきまして、現段階で県と相談しております。どういう内容で相談しておるかといいますと、事業として新規採択していただけるかどうかの詰めを進めている状況でございます。何れにしましても、新規要望を挙げまして16年度中に事業採択されるよう協議を進めている状況でありまして、公共下水道の供用開始時期には事業化出来るよう進めておる状況でございますので、ご理解いただけるようお願いしたいと思います。

次に3点目でございますが、平成17年の供用開始、云々ということで説明会の中でこの浄化槽に対することについて説明しているかどうかということでございますが、まず現段階では費用云々という話まではしておりませんが、その浄化槽についてはこういう利用方法があるということを説明させていただいております。無駄なく利用するため、若しくは節水出来るということを説明しております。以上、説明

会の中ではそういう形で進めておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

吉川委員　私はそういう問題も早いこと町の方針を決めて、それで説明しないと、これ1回行って了解してもらおう、そうしたらこういうこともありますということで、説明をしに行かないといけませんわな。集まってもらったかたについても、1回も、2回も集まらないかん。だからやっぱり早いこと基本線だけでも決めて、説明に上がり、皆さんの理解を求めていくのが本筋やないかと思うんです。そういう点については、もう大分回っていただけてますけれども、住民のかたから何の意見も、そういったことに対しての質問はなかった訳ですか。

上下水道
部長　今の吉川委員さんの質問ですけれども、不要浄化槽の後利用につきましては、以前の委員会で町の考え方を本委員会に提出させていただいております。その考え方に基つきまして、今県とも補助金の関係で打ち合わせさせていただいております、今後要綱が設置できました段階、恐らく来年の夏までには要綱を設置して、広報等で十分周知をしていきたいと考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと考えております。

次に今回説明を致しております、主な点につきましてはあくまでも平成4年度から公共下水道の整備を行ってまいりました。その後約11年経って、下水道がやっと17年4月から繋がりますよということで、繋ぐについてはやはり使用料もかかりますし、負担金もかかります。また、改造もお願いすることもございます。また、指定工事店にも工事をお願いするというので、そうしたことから費用も係りますので、その準備を平成17年4月まで、約1年少しありますけれども、そういうことについて、ご家族でもお話をさせていただいて、経費の準備もしていただきたいということでお願いを致しております。大半がくみ取りと単独浄化槽ですけれども、この中で後利用の質問というのは実際問題、ないと言えない状況です。といいますのは、早く付けたいと、

どのぐらいお金がかかるのかと、使用料はどれぐらいということが主な点の説明になっておりますので、くどいようですが、今吉川委員からのご質問の点につきましては要綱が設置次第、広報で十分周知、また回覧でも周知していきたいと思っております。

吉川委員 今部長から説明あったので、了解いたしますけれども、何事でも早い目、早い目に、関連したことだから、心づもりあります。直ぐ言って、直ぐ話出来るんだったらいいんだけど、用地交渉でも私いつも言うように、相手の立場に立っていかないと、忙しくしているときに来てもらっても協力してやろかなと思ってても協力できません。だから、そのためにみんなに協力求めて、条例も早くやってくれということで、理事者のほうから頼んで早くやった訳です。いろいろ議論あったけれども。それに向かって答えるためにも出来るだけ早い機会に説明出来るように、お願いをしておきます。

次に、町長にお聞きしたいんですけども、この前の委員会、私欠席させてもらった中で、その前の委員会で申し上げたことについて、早速町長自ら現場へとこれを読みますとそのように感じます。それは有り難く思うんですけども、ただ、報告の中で、はみ出た木を、これは向こうのかたが言っておられるんで、枝を切ってもらうと木が枯れるやないかと。枯れたらどうするんやと。こう言われている訳ですね。こんなもの論外やと私思うんです。そうしたら他の出てあるところで、何も木でなかったも出てある所たくさんあるわけです。もう10年どころやないです。言い続けてます。聞いて怒ってこられたことあります。吉川さんあんた言うてんな。私言いました。堂々と言います。これはみんなの道路やから、もし、けがでもあったらおたくさんも、いかれるかも分かりませんで。町は勿論でっせ。町道にはみ出ている、自分ところに入るのに楽なように鉄板を敷いて、現場も何回も見ています。一般質問も何回もしています。しかし、現時点ではあまりそれに対しては、私は、言うたら直ぐに広報で注意を促してますとか、言うだけであって、抜本的な対策にはなっていない。残念に思うのは、

確かにあれは桜の木ですので、桜の木はあまり切ったらあかんというのは私も分かるけども、町道まではみ出ている、信号機が見えないような、その信号機が見えないやつについては皆さんの努力で枝を切ってもらいました。しかし、一杯でています。直に枝出てきます。こういうようなこと言われても、ちゃんとした返事というのか、指導を出来るようにして欲しいと思うんです。抜本的なことは町でいろいろな対策、計画もし、対策も練ってもらわないといけないと思うんですけども、これも町民の協力なかったらできない。町民は、口は悪いかも分かりませんが、違反や、はっきり言って。出てあってもよう言わん。そんなんでは良くなっていかない。私、神南自治会でも言います。お互いに言いたいこと言いましょやと。そりゃ、みんな言はること、そうですな、そうですなと、行けたらそれに超したことはない。悪いけど、町長が皆さんから要望出たやつ、住民から要望出たやつ、金さえあればなんぼでもしてくれはります。金まわりするの町長や。やっぱり限度ある、皆さんからいただいた税金をいかに有効に使っていくかと頭を悩ましてもらってます。しかし、反面、住民のかたも協力をし、十分でこれはいかんと言うことで、認識を持ってもらわないと、良くなっていかないと思う。確かに言いにくいです。何でも一緒です。うちの裏に公民館あって、公園あります。子ども遊びに来ている。親一緒に見ている。屋根の上に石投げてんねん。私、怒りますが。注意します。親いい気しはらへん。私は言う、みんなのお金で建てた公民館です。自慢やないけど、神南公民館、町から建ててもうたものと違います。みんなで守らないといけない。それを注意しようと思ったら勇氣要ります。いいことは言えるけど、落書きしたと言って怒ったらいい気しない、親。そんな時代です。しかし、それを注意し、役場の職員全体になって、やって欲しいと思う。私らもやらんなあかんと思う。三木議員の名前出していかんけども、言ってもらった。早速見に行ったら、確かにシート張ってあったから、課へ頼んで一緒に来てもらって、見ましたけど、証拠になるようなもの全然なかった。警察のほうからも紙張っていただいています。みんなで協力し、努力して

やっていくべきだと思う。皆さんにお願いしたいのは、私に出ることあったら、言ってもらったらいと思う。これではいかんけども、神南でも一緒です。私が行ったら、うんと言ってくれるところもあるし、私ではあかんところもある。一番親密にしてるかたが、説明してもらったら協力してもらえるところあるわけです。そこらを考えてやってもらいたい。元に戻りますが、公共のところへはみ出ているもの、一般の人聞かれてみなはれ、どんな気されます。きはったら同じように言うわ、なります。私仮に一町民で何も知らなかったら、あこの先行きなさい、こうなってしまいます。だからもうちょっと協力求めるところは、もっと強固に、これでは困るということで協力を求めないと、枝切ったら木枯れたらどうしますねん。そんなんではそれだけで帰って来てもうたんではないと思いますが、そんな補償までせんなんもんなんか、それこそ弁護士にでも相談して、きちっと対応をしてもらいたいと思いますんで、ひとつの例として挙げましたけども、他にも前々からお願いをしている件もあります。みんなの税金で、協力を求めて大きくした道路が有効に使えるようにしてもらいたいと思う。高速道路の事故でもそうです。不法駐車してなかったら、事故起らない場合たくさんある。悲しいかな、何かの事情で不法駐車する。不法で路肩を走る。事故が起こる。それをなるべくゼロには出来ないと言ったら、言葉に語弊あるかも分かりませんが、少なくするようにみんなで努力しないといけないと思う。それをやるためには、心を鬼にして職員一体になって、言うべきことは大いに言ってもらって、改善をしてもらうように今後心がけてもらいたいと思いますので。答弁結構ですので。今後そういう考え方でお願いをしておきたいと思います。

もう1点、御幸橋の工事の内訳ですね。ある程度聞きましたが、全部架け替えされると、そこへ自転車道を付けられるということなんですけども、工事は河合と安堵も負担されるようなんですけども、工事の内容というんですか、分かってあったら再度答弁いただきたい。

町 長

吉川議員一応そういう話ということですが、私が申し上げているのは、6月議会、9月議会言われて、何も町がしてないやないかと言う中で、私も自ら担当に言いまして、相手方のかたも町に非常に協力をされていると思います。いかるがパークウェイの関係についても、その方は看板を撤去してですね、非常に協力の方が、話の中ではこういう貴重な桜の木ですよという話。町としては補償を出しませんのは事実ですから、出ていることは前提に、信号機を押しているということで、その方にもご了解いただいて、切る時期ということやっていただいた。私は吉川議員が欠席で申し上げたことが、言葉というのは往々にしてそういうことになるとと思いますが、相手方も非常にご理解いただいて、分かってくださって、切っていただいたこともございます。当然のことで自分の堀から出てますから、弁護士であろうが、何であろうが、自主的な関係でやられてですね、先ほどの三木議員の関係も一緒ですが、やっぱり自分のものは自分で必ず管理しないといけない訳ですから、今後いかるがパークウェイについても、橋の架け替えの関係で、恐らく立ち退きになる関係もございますから、協力を求めて行かざるを得ないという中で、そういうことを職員に口酸っぱく、努力をいただいて、補償というようなものは絶対出ませんからということでやってきた。我々はそういうことでさせていただいたということで、吉川議員に対しては欠席された中で、私がそういう経過を申し上げた中で、議事録を見ていただいたらと思いますが、当然町としては、そんなことは、とても出るものやないですから、自主的に自ら切っていたということなので終わっています。

2点目の関係については御幸橋の関係等については、安堵、河合、当時の森川議員が、何とかもうこれ古いから、老朽化しているからということで、安堵の島田町長はいろいろ金銭面の関係で努力をされた訳です。たまたまと言ったいかんですけど、県の柿本知事が自転車道を明日香までしたいということに、丁度、私も高安の方、自転車道路の工事も致しましたけども、当時もずっと前からやってますけども、丁度それを御幸橋に架けるということで、県もその分を負担するとい

うことから、残りの分については安堵と河合町が折半をして協力しようということで合意になったという形で私は安堵の島田町長から聞かされております。出来るだけ経費が安く済んだということで、当時の県会議員の森川議員が何とか御幸橋を老朽化しているものを何とかしたいと、しかし安堵、河合はとてもこんな金は出せんということで自転車道に絡まして、県の自転車道路に対する県の補助をもらって安堵、河合が負担比率を出来るだけ軽減しようということでなったということでございます。

吉川委員 今の担当の方から工事内容を。

建設課長 町長の方から、今説明があったんですけども、施工、工事内容ということなんですけれども、この工事内容につきましては、現道はそのまま利用されると。今現在通っておられる橋をそのまま利用されるという形でございます。今後車輛の通行する部分については、幅員としては3 m 3 mの交互コースを取っていく。更に兩岸とも右折レーンが必要という事でありますので、その右折レーンについても3 m。ですから幅員的には約9 mの橋ができるという事です。その中でそれぞれ対岸に向けて、橋台、橋脚等がございまして、これもそれぞれ橋脚・橋台についてもこの幅員の拡幅する分については、継ぎ足しでされるという風に聞いてます。町長が今報告しましたように、自転車道についても同じく3 mの幅をとって、新たにそれも橋台・橋脚についても新たに付けていくという形の関係でございます。県と致しましては県の管理の所管としては双方、郡山土木事務所、高田土木事務所に係る分でありまして、現在、右岸側で工事をされておるんですけども、県に確認いたしますと右岸側についての関係については郡山土木が施工されるという事を聞いております。左岸側につきましては、高田土木がされるという事を聞いてます。ただし、橋台については川の中に3ヶ所がございまして、その2ヶ所については郡山土木、左岸側の1ヶ所については高田土木がされると。ただし、橋脚については全面的

に郡山土木で施工をするという形で聞いております。ただ、この期間の工事につきましては、河川の区域内という事でありまして、湯水期の時期に施工という事になりますので、だいたい概ね10月ぐらいから翌年の5月位までの間で工事をされるという事ですので、なかなか一年間を通しての工事はないという事です。工期につきましても平成15年度から17年の3ヶ年の事業として計られるという事で聞いております。今現在下部工の関係の方でいろいろ工事をされておるんですけれども、これも10月、6月の末の期間で発注されておりまして、これは郡山土木事務所の方で発注をされているという状況でございます。

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。

(午前11時34分閉会)